

滋賀県介護支援専門員連絡協議会大津ブロック規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県介護支援専門員連絡協議会大津ブロックという。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員のネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護支援の業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・ 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- ・ 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- ・ 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- ・ 介護保険制度の円滑な運営のための社会資源の開発、改善及び量的な確保に関すること。
- ・ 上記に掲げるほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に賛同する大津ブロック会員の介護支援専門員をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書により、大津ブロック会員希望と銘記し、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に入会された場合は自動的に入会となる。ただし、上記の様に福祉圏域（ブロック）協議会の入会に希望された場合のみ、自動的に入会となる。

(会費)

第6条 会員は、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- ・ 会員が退会を申し出たとき。
- ・ 会員が死亡したとき。

(除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、世話役会の協議を経て、本会から除名すること

ができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組 織

(世話役)

第9条 本会におおむね10名ほどの世話役を置く。

- 1 世話役は、正会員の中から会員の互選により世話役を選出し、世話役人代表は世話役の互選により選出する。代表は、中尾 雅則が努める。
- 2 世話役の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で世話役に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第10条 本会に2名の監事を置く。

- 1 監事は、正会員の中から世話役会が指名し、総会の承認を得なければならない。
- 2 監事の任期は、世話役の例による。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第12条 本会の所在地(事務局・運営資金・管理等)は、大津市黒津1-6-18 マザーレイク田上居宅介護支援事業所に置く。

(その他)

第13条 世話役人の互選により滋賀県介護支援専門員連絡協議会の理事について2名選出する

第4章 会 議

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 1 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - ・ 事業計画に関する事項
 - ・ 予算及び決算に関する事項
 - ・ 前2号に掲げるほか、本会の運営に関する重要な事項

(定時総会及び臨時総会)

第14条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 1 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ・ 世話役会が必要と認めたとき。
 - ・ 会員の総数の4分の1以上の者から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(総会の会議)

第15条 総会の会議は、世話役会が招集する。

- 1 総会の会議は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会の会議の議長は、会議に出席した正会員の中から会員の互選により選出する。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

(世話役会)

第16条 世話役会は、世話役をもって構成する。

- 1 世話役会は、次に掲げる事項を協議する。

- ・ 総会に提出する案件に関する事項
- ・ 会員の入会に関する事項
- ・ 前2号に掲げるほか、本会の円滑な運営に資する事項

- 2 世話役会は、必要に応じて、随時開催することができる。

- 3 世話役人は基本的に奉仕活動とするが自身の休日または、18時以降の夜間の時間帯に活動等を行った場合は県の報酬単価と同等の扱いで支給する。

第5章 会 計

(経費)

第17条 本会の経費は、滋賀県介護支援専門員連絡協議会より支払われる大津ブロックの活動費で賄う。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第19条 本会の収支は、毎年度監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 規約の変更及び委任

(規約の変更)

第20条 この規約を改正するときは、世話役会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、世話役会の協議を経て、別に定める。